

(保 197)

平成 23 年 1 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東日本大震災に伴う評価療養及び選定療養の特例取扱い
に係る診療報酬の請求の取扱いについて

東日本大震災において、特に被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関においては、東日本大震災の影響により、やむを得ず入院が長期化し、入院期間が 180 日を超える患者について、保険医療機関が患者ごとに『別紙様式』に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局長に届け出た場合であって、当該患者の自宅が倒壊している場合等、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は 180 日を超える日以後の入院にかかる選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われなことは、平成 23 年 1 月 18 日付け（保 191）によりご連絡申し上げているところであります。

今般、その診療報酬の請求の取扱いについて、「住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者」に該当すると判断された場合は、レセプトの「適用」欄に「選外」と記載し、その理由を簡潔に記載することとなりましたのでご連絡申し上げます。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件の診療報酬の請求の取扱いについて

（平 23. 12. 7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）